第4回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成1	8年6月13日(火) 新発田市役所3階会議室
内 容	·議事 (長あいさつ 1) 抽出工事等の審議について 2) 第5回委員会開催に伴う抽出委員の指定について 3) その他 平成18年度入札制度の変更点について
委 員 (委員数3名) (出席数3名)	委委委委委	鳴海 惇 (税理士) (出席) 山田 耕太 (大学教授) (出席)
審議対象期間	平成1	8年1月1日 ~ 平成18年4月30日
抽出案件	10件	(対象工事総件数94件)
制限付一般競争入札	2件	・下補債第1号公共下水道汚水枝線(2110他1)管渠工事・駅補第6号新発田駅西口駅前広場造成工事
公募型指名競争入札	3件	 ・受託第34号 加治川有機資源センター脱臭棟増強建築工事 ・特豊補第1号 豊浦処理区(温泉27他)マンホール防食工事 ・舗新第13号 落堀川左岸線舗装工事
通常指名競争入札	3件	 ・下豊補債第1号 豊浦北部第4処理区(228他1)管渠工事 ・特加補第8号 公共下水道マンホールポンプ(1603-1)設置工事 ・道新第59号 奥山中の橋線改良工事

	随意契約	2件	・水維第3号中田川水害防止対策工事・都観受第2号カリオンパーク遊具新設工事
	員からの意見・質 それに対する回答	別紙のとおり	
委員 具申区	員会による意見の 内容	特になし	

意見・質問	回 答
1 議事 (1)抽出工事の審議について ・随意契約を除いて全体的に前回より落札率 が下がっているようだが、どのように考えて いるか。	(抽出工事の概要について説明) ・入札制度改革の結果として、年々効果が出ているものの1つと考えている。
・一般競争入札で落札候補者の施工能力判定者となる検査担当の人員と処理件数はどれくらいか。	・平成18年4月1日から、検査制度を充実 し工事の品質の向上を図るため工事検査室 を設置した。現在3人体制であり、処理件数 は17年度実績で約390件である。
・検査担当の人員は足りているか。	・通年で見るとなんとか足りているが、年度 末等の工事の集中する時期については、検査 体制を更に検討する必要があると考えてい る。
・全体的に予定価格が設計額より低いが、同額とならないのか。また、予定価格は誰が決めるのか。	・予定価格は、当市の財務規則で設定するよう定められており、設計額と同額ということもありえるが、設計額を基に過去の実績や市場価格を勘案して設定している。また、予定価格は市の専決規程により、金額によってそれぞれの執行権限により決めている。
・少しでも低い価格であればよいということか。	・できるだけ低い価格で競争してもらいたい ということもあるが、あまりにも安ければよ いかというと、工事が適正に施工されるかと いう問題もある。そのため低入札価格調査制 度を設けている。

意見・質問	回答
・(駅補第6号に対して)参加資格要件にあるJRの(特土木有資格者とは何か。	・JRの工事についてJRで独自に与えている資格であり、当該工事がJR関連工事であるため、JRとの協議によりその有資格者を設置しなさいとの要望があったものである。
・(舗新第13号に対して)かなり落札率が低いが、この落札業者は新発田市発注の工事で受注した経験はあるのか。	・以前より受注した実績がある。
・入札価格の上限と下限が一定の割合の中に 納まった場合に入札を無効とする等のシス テムをとっている自治体はないか。	・そのようなシステムをとっているところはないと思われる。ただし、内訳書等をみておかしいと思ったら契約を延期して調査しているところはある。
・指名通知から入札までの期間に差があるのはなぜか。	・建設業法で、見積りに必要な期間を設けるよう定められており、その期間は金額に応じて決められている。
・予定価格を事前公表する基準はあるのか。	・新発田市建設工事の予定価格等事前公表に 関する要綱に定められており、1千万円以上 の工事について事前公表している。なお、入 札制度改革により、平成18年度から130 万円以上の工事に範囲を拡大している。
・(水維第3号に対して)このような特殊なもので市役所内に専門的知識を持たない場合は、専門業者に参考の見積をとっているのか。	・このようなシステムを開発しているのは1 者であり特許を有している。そのため事前に 参考の見積りをとって新発田市の状況にあ うように積算している。

(2)次回委員会開催に伴う抽出委員の指定 について	
・次回の事案抽出を岡村委員に委任。	
(3) その他 平成18年度入札制度の改正点について	(平成18年度入札制度の改正点について 説明)

(その他)

・次回委員会は10月頃に開催予定